

平成20年度

財団法人日本ソフトボール協会 準指導員養成講座講習会 実施要項

1. 目的

地域に於いて、ソフトボール活動を実施しているクラブやグループ、スポーツ教室で基礎的なソフトボール技術や一般的な身体活動の指導に当たりソフトボールの普及及び発展に資するため、本協会準指導員規則に基づき準指導員養成講習会並びに検定試験を実施し、指導員の資質、技術の向上を図る。

2. 主催

財団法人日本ソフトボール協会

3. 主管

静岡県ソフトボール協会

4. 期日

第1回 平成21年 1月31日(土)「8時間」
第2回 平成21年 2月 1日(日)「8時間」
第3回 平成21年 2月 8日(日)「8時間」
第4回 平成21年 2月15日(日)「6時間」
「自宅学習」(レポートの提出) 「10時間:計40時間」
(検定試験2時間は、30時間に含まない)

5. 会場

島田市山村都市交流センター 山の家 島田市身成103-1 (Tel0547-39-0736)

6. 受講、受験資格

- (1) 検定試験当日満18歳以上で、静岡県に居住又は勤務している者。
- (2) 講習、検定試験の全てを受講、受験すること。
- (3) 前回の養成講習会で未修了者(未修得科目)の者で再受講、再受験を希望する者。
- (4) 財団法人日本体育協会公認指導員養成講習会の共通科目(NHK学園:通信講座)を受講、受験すること。

7. 受講申込方法

受講希望者は、別紙申込書に必要事項を記入の上、下記あて申込書を提出すること。

(申込先) 住所 〒427-0053
島田市御仮屋町9547番地の4
静岡県ソフトボール協会
指導者、トレーナー委員会 松浦恵千
Tel / fax 0547-37-2520

(申込み締切り) 平成21年1月16日(金)必着

(申込みの際に提出するもの)

返信用封筒(定型大)に80円切手を貼り、自分の郵便番号
住所・氏名〇〇〇〇様と記入して下さい。
この封筒は、講習会日程等を連絡するために使用します。

8. 受講者

募集人員は30名程度(20名未満の時は中止する場合があります。)

9. 講習内容

- (1) 基礎理論 (10時間)「別途7時間の自宅学習」
- (2) 実技 (12時間)「別途2時間の自宅学習」
- (3) 指導実習 (8時間)「別途1時間の自宅学習」
- (4) 講習合計時間数40時間 {集合講習(30H)+自宅学習(10H)}

10. 検定委員、講師

- (1) 検定委員 静岡県ソフトボール協会会長、理事長。

- (2) 講師 指導者・トレーナー委員長、技術委員長
静岡県ソフトボール協会各専門委員長並びにそれに代わる者。
指導者・トレーナー委員会、技術強化委員会、
審判委員会、記録委員会

1 1. 受講者が持参する者

- (1) 受講、受験票
(2) 実技に必要な用具一式（グローブ、ハサミ、スポーツウェア、
スポーツシューズ等）
(3) 筆記用具
(4) 保険証
(5) その他、必要と思われるもの

1 2. 諸費用

- | | | |
|----------------|---------|--------------|
| (1) 受験料、受講料 | 8,300円 | |
| テキスト代 | 2,500円 | (ソフトボール指導教本) |
| テーピング材料 | 3,000円 | |
| 計 | 13,800円 | |
| (2) 合格時の認定、登録料 | 5,000円 | (日ソ協へ納入) |
| (3) 昼食代 | 3,200円 | (4食分) |
| 合計 | 22,000円 | |
- (初日の受講時に受付にて納入のこと)

1 3. 認定、登録手続

検定合格者は静岡県ソフトボール協会を窓口として、財団法人日本ソフトボール協会へ、所定の事務手続き（判定結果報告書、認定合格者申請書、登録申請書等）を行い、完了した者（併せて認定料、登録料を納入した者）を準指導員とし、併せて財団法人日本体育協会公認指導員専門科目修了者として認識され、「認定証」「準指導員証」を交付する。尚、登録によるの資格の登録期限は受講年度を含み4年間迄とする。

1 4. 資格移行手続

準指導員資格取得者は同時に公認指導者専門科目修了者となり、その後準指導員資格取得年度（初回登録年度）を含め4年以内にNHK学園による通信講座（共通科目）を受講、受験することが義務付けられております従いまして、資格有効期限内に所定の申し込み方法により手続きを行って下さい。

申し込み方法は受講を希望する前年度3月末日までに都道府県ソフトボール協会事務局までご連絡願います。その後、募集案内の書類が郵送されますので、その内容に従って受講手続きをお済ませ下さい。

移行手続きが完了しない準指導員に関しましては、本協会公認指導者規定（公認指導者の資格の喪失）が適用されます。

1 5. その他

- (1) 本養成講習会の受講期間は原則として当該年度内に受講、受験すること。
(2) 本養成講習会には日本ソフトボール協会編「ソフトボール指導教本」を使用する
(3) 本養成講習会の合格者は財団法人日本体育協会公認指導員専門科目修了者として認識され、当該年度を含め4年以内に共通科目を受講、受験し公認指導員へ移行すること。
(4) 本養成講習会受講者は、別紙（様式-1）申込先まで提出すること。
(5) 本養成講習会に関する問合せは申込先へお願いします